（引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第七条　引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和三十二年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交付の通知） **第七条**　財務大臣は、厚生労働大臣から引揚者国庫債券の発行の請求を受けたときは、受取人の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。）をして別紙第一号書式による交付通知書をその者に交付させるものとする。 （交付の手続） **第八条**　引揚者国庫債券は、前条の規定による交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）第四条第一項の規定による引揚者給付金認定通知書又は遺族給付金認定通知書及び交付を請求する者が受取人本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名の記入された当該交付通知書と引き換えに交付するものとする。 ２　前項の場合において、受取人以外の者で当該引揚者国庫債券の受領につき正当に権利を行使することのできるものが交付を請求したときは、その者が正当に権利を行使する者であることを証明する書類を提出させ、引揚者給付金認定通知書又は遺族給付金認定通知書及び交付を請求する者がその者本人であることを示す書類の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名の記入された交付通知書と引き換えに交付するものとする。	（交付の通知） **第七条**　財務大臣は、厚生労働大臣から引揚者国庫債券の発行の請求を受けたときは、受取人の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。）をして別紙第一号書式による引揚者国庫債券交付通知書をその者に交付させるものとする。 （交付の手続） **第八条**　引揚者国庫債券は、前条の規定による引揚者国庫債券交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）第四条第一項の規定による引揚者給付金認定通知書又は遺族給付金認定通知書の呈示を求めた上、領収証欄に住所及び氏名を記入し、かつ、第九条の規定により届け出た印鑑と同一の印影のある当該引揚者国庫債券交付通知書と引き換えに交付するものとする。 ２　前項の場合において、受取人以外の者で当該引揚者国庫債券の受領につき正当に権利を行使することのできるものが交付を請求したときは、その者が正当に権利を行使する者であることを証明する書類を提出させ、引揚者給付金認定通知書又は遺族給付金認定通知書の呈示を求めた上、領収証欄にその者の住所及び氏名を記入し、かつ、その者の印を押した引揚者国庫債券交付通知書と引き換えに交付するものとする。